

美濃加茂市小規模企業者向け 太陽光発電設備等設置費補助金Q & A

Q1 申請期限はいつまでですか

- 令和9年1月29日（金）までとします。
- ただし、予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了します。

Q2 受付は先着順ですか

- 先着順とします。
- ただし、予算の上限に達する日に到着した書類（申請書）は抽選で受付順を決定します。

Q3 予算件数を教えてください

- 当初の予算件数は12件です。

Q4 いつ設置した（設置する）太陽光発電設備が対象となりますか

- 市の交付決定日以降に事業に着手し、令和9年3月10日（水）までに事業を完了したうえで、実績報告書の提出ができる事業が対象となります。

Q5 「契約」＝事業の開始と判断すれば良いですか

- 一般的には、太陽光発電設備設置に関する工事の契約をした日が事業の着手日となります。

Q6 「設備設置」＝事業の完了と判断すれば良いですか

- 一般的には、補助事業者が太陽光発電設備の設置を完了し、引き渡しを受け、工事代金全額の支払いが済んだ時点をもって事業の完了となります。

Q7 「補助対象者」について教えてください

- 市内に自ら事業所を営む建物を有する小規模事業者、又は個人事業主
 - ・小規模事業者…中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者。ただし、おおむね常時使用する従業員の数には、時間給又は日給の従業員及び雇用期間が1年未満の従業員を含まない。
 - ・個人事業主…市内に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている方に限ります。

Q8 「市内施工業者」について教えてください

- 本市の住民基本台帳に記録があり、現に事業を営んでいる個人の事業者又は市内に本社もしくは本店を有する法人となります。

Q9 対象となる「事業所」とはどのようなものですか

- 補助事業者が自ら事業を営む市内の工場や営業所などの建物になります。
- 本社が市外であっても、設置場所が市内であれば対象とします。
- 人的設備のない無人倉庫や独立した車庫は対象としません（有人の事業所の敷地内の建物は対象とします。）。また、社宅など事業に直接使われていないものも対象としません。
- 原則として補助事業者が自ら建物を所有しているものに限り（次の（１）（２）に該当する場合を除く）。この場合、「承諾及び同意書（様式第４号）」を提出してください。
 - （１）補助事業者が個人事業主の場合は、配偶者又は１親等内の血族が所有している建物であり、建物の所有者が本補助金を受けておらず、法定耐用年数が経過するまで補助対象設備を設置することに同意した場合も、補助の対象とします。
 - ※ 祖父母や姻族等が所有する場合は対象としません。
 - （２）補助事業者が法人の場合は、法人の役員又は子会社等・親会社等が、所有している建物であり、建物の所有者が本補助金を受けておらず、建物の所有者が、法定耐用年数が経過するまで、補助対象設備を設置することに同意した場合も、補助の対象とします。
 - ※ 子会社等の「等」は子会社に相当する資本関係のある会社以外の一般社団法人や個人であり、いわゆる孫会社等が所有する場合は対象としません。親会社等の「等」も同様の考え方をします。
- 法定耐用年数が経過するまで、設備の活用ができないことが明らかなものは対象外とします。
 - 【例】仮設事務所、２～３年後に廃止が決まっている事業所
- 一般的な太陽光発電設備の耐用年数は１７年、蓄電池は６年です。

Q10 太陽光発電設備をカーポートへ設置する場合は対象となりますか

- 「事業所」となる建物と同じ敷地内に設置するものであれば対象とします。

Q11 野立ての太陽光発電設備は対象となりますか

- 対象外とします。

Q12 買替の場合も対象となりますか

- 対象となりますが、「買替前と比較してCO₂削減効果があること」等、他の要件の確認を十分に行ってください。
 - ※ また、設備の一部のみの買替は対象外とします。
（例：太陽光発電設備のパワコンのみの買替え）

Q13 増設の場合も対象となりますか

- 対象となりますが、「増設した設備で発電した電力の３０％以上を自家消費すること」等、他の要件の確認を十分に行ってください。

※ 既存施設と同系統へ増設する場合の自家消費量は「既存施設+今回設置する施設の発電量」の30%以上を自家消費してください。

Q14 併用住宅へ設置する設備は補助の対象となりますか

○ 対象となるケースもあります。

【対象となる例】

- ・ 併用住宅の屋根に、事業者の立場で全ての費用を負担して太陽光発電設備を設置
- ・ 発電した電力の30%以上を事務所又は事業所の電力として自家消費
- ・ 残りの電力を家庭用として消費（又は電力会社へ売電等）
- ・ その他、要綱等に定める条件を満たしてください。

Q15 共同所有の家屋に設置する場合も対象となりますか

- 他の共同所有者全員が、法定耐用年数が経過するまで太陽光発電設備等を設置することを承諾している場合は対象とします。
- この場合、「承諾及び同意書（様式第4号）」を提出してください。

Q16 太陽光発電設備の能力の小数点以下の値はどのような扱いとなりますか

- 小数点以下を切捨て処理してください

Q17 太陽光発電設備のパネルとパワーコンで能力値が異なる場合はどうなりますか

- パネル（モジュール）とパワーコンディショナーの低い方の数値を採用してください。
- ※ パネル（モジュール）又はパワーコンディショナーどちらか一方のみの設置は対象外となります。

Q18 交付申請書に記載する総事業費及び補助対象経費とはどのような額ですか

- 総事業費は、工事全体の費用（税込み）となります。補助上限を越える太陽光発電設備を設置する場合は、超えた部分に相当する費用も含めた額を記入してください。
- 補助対象経費は、補助の対象となる容量（kW・kWh）の上限相当までの額（税抜き）となります。
＜例＞100kWの太陽光発電設備を設置する場合（補助の対象となる容量の上限は10kW）
事業費が220万円（税込み）である場合、
補助対象事業費は20万円（総事業費200万円（税抜き）×10/100kW）となります。

Q19 国の補助金と併用はできますか

- 国や県から他の補助を受けた事業は、補助の対象としません。国費や県費を原資として財団等が実施する補助金等との併用も不可とします。
ただし、FITおよびFIP認定を受けていても補助の対象とします。

Q20 余剰電力の売電は可能ですか

- できる限り、申請した事業所の敷地内で自家消費していただくことが望ましいですが、余剰電力が生じた場合は、売電等することも可とします。(FIT 及び FIP 認定も可) ただし、申請した事業所の敷地内で自家消費する割合が30%を下回ることがないようにしてください。
- なお、売電先については、市が斡旋したり紹介したりすることはありませんので、自らお探しいただくこととなります。